

平成 30 年度第 2 回 国立大学法人新潟大学物品・役務等契約監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成 31 年 1 月 29 日 (火) 13 時 30 分～16 時 10 分 新潟大学事務局 4 階第一会議室
委員	委員長 田代文俊 (監事) 委員 逸見和宏 (監事) 委員 尾坂康弘 (監査室長) 委員 古川兵衛 (弁護士)
審議対象期間	平成 29 年度 (平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)
抽出案件	政府調達 (総合評価) 1 件 政府調達 (最低価格) 1 件 一般競争 3 件 随意契約 3 件 計 8 件
質疑応答部署	財務部財務管理課, 医歯学総合病院管理運営課
委員からの質問・意見等, それに対する回答等	下記のとおり
委員会による意見の具申, 勧告の内容	不適切な点, 改善すべき点はなかった。

質問・意見等	説明・回答
<p>審議に先立ち, 第 1 回委員会 (書面審議) の議事概要が確認された。</p> <p>審議事項 平成 29 年度契約のうち抽出された契約の審議</p> <p>1. 高性能コンピュータシステム (政府調達 (総合評価))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の算定で, 参考見積書と納品実績を比べて参考見積額を予定価格としているが, どのように算定しているのか。 ・ ハードは業者が定めた価格か? 同じ業者が出した定価証明と見積書を比べれば (見積書が) 低くなるのは当たり前。入札を行っているが随意契約と同じと言える。 ・ 一社応札の原因は何か? 多くのメーカーが存在しているが。 ・ 落札した業者はどここの会社か。 ・ 落札した業者と仕様書を作ったと思われるが, 何故技術点で 100 点にならなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引実例による積算は定価の積み上げに納入実績 (値引率) をかけて役務費 (工事費) を加えたものである。 ・ 仕様書を受領した業者が他に 3 社いた。仕様書を満たす同じような性能の製品があれば入札に参加したかもしれない。入札により (契約機会) の幅が広がった。(制度上) 随意契約はできない。 ・ 断定できないが, 当該コンピュータは仕様書スペックが高かった。性能スペックと価格で他の業者は応札できなかった。コンパクトな大きさ, 水冷式で省エネ, 小型の仕様であり複数業者の入札は難しかった。 ・ 関東圏の会社である。落札業者より納品できなくなった旨の申し出により, 契約書第 8 条に基づき契約を解除した。 ・ 技術点のワークライフバランス推進の点数を取れなかった。これは国からの要請で総合評価の

<p>2. 新潟大学脳研究所動物資源開発研究分野及び特殊動物実験室作業請負（一般競争）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応札が一社のみとなった原因は何か。 ・ 政府調達契約でない理由は。 ・ 落札した業者の競争参加資格の等級は。 ・ 特殊業務であり、同じ業者が継続的に行っている。随意契約でも良いのでは？複数年契約でも良いのではないかと、何故単年度契約なのか。 ・ 同一業者が継続的に請け負っている契約については、一般競争入札は効率的ではない。 <p>3. 新潟大学医学部医学科建物等の管理業務請負（一般競争）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数年契約できる基準はあるか。 ・ 予定価格積算で最低価格は設けていないのか。 ・ 最低価格は外部の者は知らないのか。 ・ 大学の積算と業者見積額のあまりの違いの理由は。 ・ 落札した業者は前回契約と同じ業者か。 ・ 複数年契約の条件とは何か？脳研究所の動物資源開発研究分野及び特殊動物実験室作業請負がダメな理由は何か。 ・ 部局から依頼があれば複数年契約できたのか？何故複数年契約をしなかったのか？同じ業者による複数年契約でやるのが合理的である。脳研究所の契約でも複数年契約ができた。発注部局と契約部局で契約期間を詰める必要があったのでは。 <p>4. オマーン掘削プロジェクトにおけるオマーン国での掘削業務（随意契約）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトに参加している他の大学ではそれぞれ契約するのか。 ・ 決済通貨は何か。 	<p>点数に入れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該役務契約が専門的な業務であること。通常のビルメンテナンス等は価格競争が激しいが、当該契約に関してはかなり専門的であり、人材がなかなかいない。 ・ 政府調達の要件に該当しない。 ・ 新潟では応札可能な者が少ないので、参加等級を下げて入札参加してもらった。落札業者はB等級である。 ・ 本学は一般競争契約が原則である。随意契約適用条項に該当しなければ、入札を原則としている。 ・ 民間の施設では随意契約でもあろうが、本学は入札が原則であり、説明責任がある。 ・ 本学の基準を設けている。警備業務、清掃業務、複写機賃貸借契約等がある。 ・ 設けている。最低価格以下の入札だと審査することになる。いわゆる1円入札を防ぐ目的である。 ・ 公開していない。 ・ 大学の積算は積算資料等により算定をしている。 ・ 前回契約と同じ業者である。 ・ 発注部局である脳研究所から複数年による契約依頼がなかった。 ・ 次の契約では複数年契約を検討したい。 ・ 共同研究はもっと広い枠である。掘削業務は新潟大学の担当である。 ・ 円建て契約である。
---	--

<p>5. ドクターヘリ 運航業務委託一式 (政府調達 (最低価格))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格は年間を一定のもの (運航回数) として積算するのか。 ・ 予定数より実際の運航が超えたらどうなるのか。 ・ ドクヘリ運航のガイドブックは国のガイドブックか。 ・ ガイドブックは公開されているのか。 ・ ドクヘリに関する国の補助金の交付基準額は。 ・ ドクターヘリ運航当初の契約業者はどこか。 ・ ドクターヘリの出動回数は増加しているのか。 ・ ドクヘリ運航は単年度で終わるものでない。複数年契約できないのか。 ・ 近県でヘリが事故を起こしたのは当該契約業者だったのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度実績によっている。 ・ 運航回数を超えていても契約金額内で行ってもら総価契約である。 ・ 日本航空医療学会監修のガイドブックである。 ・ 公開されている。 ・ 新潟県が国に要求する限度額である。なお、新潟県は本院の契約金額しか補助金を交付しない。 ・ ドクターヘリ運航当初は別の業者であった。 ・ 増加している。 ・ 県予算が単年度の予算のみの交付となる関係で、予算の裏付けが無いことから単年度でしか契約できない。 ・ そのとおり、来年度は運航に関する事項を仕様要件に加えた。平成 31 年度契約は別の運航業者である。
<p>6. 新潟大学医歯学総合病院看護部ユニフォーム 賃貸借一式 (一般競争)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書は誰が作成するのか (ユニフォーム仕様製図)。 ・ サイズが変更となるとどうなるのか。 ・ 予定価格算出で参考見積は、入札参加業者からしか取ることができないのか。 ・ 契約業者以外にも出来るのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回契約の業者が本院看護部の要望等を基に製図を作成してもらった。ユニフォームの材質等は他の業者でも入札可能である。 ・ 看護師一人当たり 4 枚ユニフォームを使用すると設定している。離職者のサイズ変更に対応するため数量をその分多く積算している。サイズの余分を見て業者も入札額を考えているのでは。 ・ 条件が合わないの見積もりを出すことができず、断られている。ユニフォーム制作+クリーニング、業者の設備の問題、1,000 枚規模の発注に対応できる業者は少ないのでは。 ・ 契約業者以外に入札参加はなかった。
<p>7. 自己免疫性肺胞蛋白症に対する GM-CSF 吸入製剤の医師主導治験支援業務一式 (随意契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ AMED は独占的に研究支援業者 (CRO) を選定しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究支援業務を行っている業者は少ない。大規模業務 (治験) は外注するしかない。難治性疾患であり専門的知識が必要、打ち合わせでも理解力が必要。規模の大きな業者しかできない。

8. 無侵襲的出生前遺伝子学的検査委託 (随意契約)

- ・検査委託には個人情報が含まれるのか、又は個人を特定できない方法で委託しているのか。
- ・委託業者へインフォームドコンセントを確認した旨の患者情報を含む検査依頼書及び患者氏名を記載した検体を渡している。このため、別途、本学と委託業者間で機密保持契約を締結している。
- ・同じ業者が続けて契約しているだろうから、複数年契約が可能と思われるかどうか。
- ・複数年契約は可能であるが、研究進捗状況が終了に近いため、単年度契約とした。平成 25 年度から実施している。単年度契約であるが、2 年契約の時もあった。
- ・3 月 5 日付け予定価格参考見積と 3 月 23 日付け契約時の見積書の金額が違うのはなぜか。
- ・価格交渉の結果である。業者の考え方でできる、できないがある。スケールメリットを考えていると思われる。

講 評

- ・不適切な点、改善すべき点はなかった。
- ・可能であれば複数業者から見積書をとるべき。契約実績は、他大学の状況も確認したほうが良いと思われる。単年度契約でも複数年契約可能なものもあり、積極的に活用してほしいことから発注部局と協議し適切な契約をしてもらいたい。
- ・一般的な役務契約は、広く情報収集を行ってもらいたい。複数年契約は研修を通じて周知してもらいたい。